

木曾岬町農業委員会総会会議録

令和7年12月5日

木曾岬町農業委員会

木曾岬町農業委員会会議録

令和7年12月5日午後7時00分に、木曾岬町農業委員会総会は木曾岬町庁舎会議室に召集された。

1. 委員会の定数は次のとおりである。

9名(欠員0名)

2. 出席委員は次のとおりである。

1 番 水谷 正行
3 番 糠 己紀男
4 番 横井 善彦
6 番 白木 悟
7 番 岡村 なつ枝
8 番 岡村 昇
9 番 白木 斉

3. 欠席委員は次のとおりである。

2 番 伊藤 忠司
5 番 花井 一好

4. 会議議案に意見を述べるため、会議に出席した推進委員は次のとおりである。

伊藤 恒久
加藤 英二
伊藤 守
伊藤 正樹

5. 会議議案説明のため、会議に出席した者は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳
事務員 服部 彰宏

6. 会議の書記は次のとおりである。

事務局長 中山 重徳

7. 会議の議案は次のとおりである。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第3号 非農地証明願いについて
議案第4号 農用地利用集積等促進計画について

8. 傍聴者は次のとおりである。

なし

9. 会議

会議内容は次のとおりである。

ります。

3条申請においては、[redacted]の再許可が必要となるもので、5条申請においては、[redacted]の一時転用許可が再度必要となるものであります。

それでは、事項書2ページをご覧ください。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」説明をさせていただきます。本件については地上権設定3件です。

3-9番については [redacted] m²、3-10番は [redacted] m²、3-11番は [redacted] m²でそれぞれ使用収益権(地上権)です。

本件につきましては、別で配布しました「令和7年12月5日開催農業委員会農地法第3条許可申請に係る資料」をご覧ください。

法第3条第2項の規定は、「前項の許可、つまり耕作を目的とした農地の権利移転などの法3条の許可については、次の各号のいずれかに該当する場合には、許可することができない。」となっており、以下法令の規定に沿って申請書類の内容を確認させていただき、当該規定に該当するかどうか判断して頂くものですが、今回の申請につきましては、本来の耕作を目的とするものではありませんので、一般申請記載事項は全て該当いたしません。3条許可の判断基準については、5ページをご覧ください。『Ⅲ特殊事由により申請する場合の記載事項』です。

以下のいずれかに該当する場合は、該当するものに印を付し、Iの記載事項のうち指定の事項を記載するとともに、それぞれの事業・計画の内容を「事業・計画の内容」欄に記載することとなっています。

(1)の場合は、Iの記載事項全ての記載が不要となっています。

3-9番から3-11番については、その取得しようとする権利が地上権又はこれと内容を同じくするその他の権利である場合に該当しておりますので、一般申請事項は不要となります。

続いて7ページをご覧ください。3-9番から3-11番の事業・計画の内容は記載のとおりでございます。以上により事務局としては、3-9番、3-10番、3-11番の地上権については要件を満たしていると言えますが、付随して提出されている農地法第5条の許可、支柱部分の許可が前提となりますので、許可日は農地法5条許可の許可日と同日とすることが妥当と判断いたします。

続いて、事項書に戻っていただいて3ページをご覧ください。「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」説明致します。本件につきましては、申請件数は5件です。

本件で転用しようとする土地につきましては、県に意見書を添えて進達し、県から許可を頂くのですが、当農業委員会の意見書を添えるにあたり、今回の案件の土地が何種農地なのかによって転用が可能かどうかの判断がなされず。

申請番号 5-4 については [redacted] としての転用です。隣接地の状況ですが、[redacted] が [redacted]、[redacted] が [redacted]、[redacted] が [redacted] の案件で

[開会 午後 7 時 34 分]

議 長 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-9 番」と「3-11 番」及び「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-6 番」と「5-8 番」については同一内容に関するものですので、まとめて申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「伊藤正樹委員」をお願いします。

伊藤正樹委員 問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。
次に農業委員の「花井一好委員」が欠席ですので事務局をお願いします。

事務局 意見書に記載の内容を読み上げさせていただきます。全ての内容について問題ないと記載されています。

議 長 ありがとうございます。次に「3-10 番」と「5-7 番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「加藤英二委員」をお願いします。

加藤英二委員 問題ありません。

議 長 ありがとうございます。
次に農業委員の「糴己紀男委員」のご意見ををお願いします。

糴己紀男委員 同じく問題ありません。

議 長 ありがとうございます。次に「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-4 番」につきまして、申請地の担当推進委員及び農業委員からご意見を頂きます。
はじめに推進委員の「伊藤恒久委員」をお願いします。

伊藤恒久委員 問題ないです。

議 長 ありがとうございます。
次に農業委員の「水谷正行委員」のご意見ををお願いします。

水谷正行委員 問題ないと判断しました。

議 長 ありがとうございます。次に「5-5 番」につきまして、申請地の担当推進委員

及び農業委員からご意見を頂きます。

議長 はじめに推進委員の「伊藤正樹委員」をお願いします。

伊藤正樹委員 問題なしです。

議長 ありがとうございます。
次に農業委員の「花井一好委員」が欠席のため事務局をお願いします。

事務局 意見書に記載の内容を読み上げます。問題ないと記載されております。

議長 ありがとうございます。ただいま担当推進委員及び農業委員にご意見をいただきましたので、他の委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

白木悟委員 申請番号 5-4、5-5 について、過去の案件では地区として誓約書等を交わしていたと思うが今回は必要ないのか。5-5 については、[REDACTED]があり、[REDACTED]している。このあたりについては地区は良いのか。

事務局 地区で説明会を開催する、誓約書等を交わすことは地区、役員、委員の判断となります。5-4 では、役員や委員から説明会等の意向はありませんでした。5-5 では説明会を開催し誓約書を交わしていると聞いています。以前の案件では申請書類に地区との誓約書の提出がありました。提出は義務でもないため今回の提出はありませんでした。[REDACTED]の件については、今回の事業者とは別であるため、今回の案件に影響することはありませんが、地区との誓約内容に[REDACTED]関係も含まれていると聞いています。

伊藤守委員 説明会にはどこまでの人に参加したのか、何人いたかもわからないか。

事務局 説明会については、申請者と地区で開催しています。地区の判断で対象範囲を決めていると思います。事務局としてはその場に何人いたかは把握していません。

糠己紀男委員 地区の住民だけでなく、耕作をするオペの方にも説明会への声掛けをして欲しい。

伊藤守委員 [REDACTED]についてはかなり[REDACTED]が多い。警察を呼ぶこともあるが少なからぬ。

事務局 町の道路管理者、警察、青パトの方々にも協力していただいて指導はしているが中々改善されていない状況。

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第3号 非農地証明願について」につきまして、委員さんで何か、ご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、他にご意見ご質疑も無いようですので、次に「議案第4号 農用地利用集積等促進計画について」につきまして、委員の皆様でご質疑等がありましたらご発言願います。

(特になし)

議 長 それでは、ご意見ご質疑も無いようですので、採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 それでは採決に入ります。「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」の「3-9 番」につきまして、5条許可と同日付けで許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「3-9 番」について5条許可と同日付けで許可することにします。

続きまして「3-10 番」につきまして、5条許可と同日付けで許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。
挙手全員により、「3-10 番」について5条許可と同日付けで許可することにします。

続きまして「3-11 番」につきまして、5条許可と同日付けで許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「3-11 番」について5条許可と同日付けで許可することになります。

続きまして「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」の「5-4 番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「5-4 番」について許可相当の意見を付して県に進達することになります。

続きまして「5-5 番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「5-5 番」について許可相当の意見を付して県に進達することになります。

続きまして「5-6 番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「5-6 番」について許可相当の意見を付して県に進達することになります。

続きまして「5-7 番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「5-7 番」について許可相当の意見を付して県に進達することになります。

続きまして「5-8 番」につきまして、許可相当の意見を付して県に進達することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「5-8 番」について許可相当の意見を付して県に進達することにします。

続きまして「議案第3号 非農地証明願について」の「4 番」について非農地であることを証明することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「4 番」について非農地であることを証明することとします。

続きまして「議案第4号 農用地利用集積等促進計画について」意見はなしとして、回答することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

ありがとうございました。

挙手全員により、「議案第4号 農用地利用集積等促進計画について」意見はなしとして、回答することとします。

議 長

以上で本日の議題の審議は全て終了致しました。

長時間にわたりご審議いただきまして誠にありがとうございました。

これをもちまして農業委員会総会を閉じさせていただきます。

(午後 7時 50分 閉会)

会 長

次に、その他事項について事務局から説明をいただきます。

事務局

事務局からは特にございません。

会 長

それでは、次回開催日ですが、県申請書締切(しめきり)の都合等により1月5日(月)午後7時、現地確認は午後4時で予定致しますので、よろしく願います。

その他の事項についても、ご意見はございませんか。

会 長

その他特にご意見もないようですので、その他につきましても協議を終了させていただきます。

それでは、これをもちまして、農業委員会総会を散会させていただきます。

長時間にわたりありがとうございました。

(午後 7時 52分 散会)

会議の次第は書記が記載したものであるが、その内容は

正確であることを証するためにここに署名する。

令和7年 月 日

木曾岬町農業委員会 会長

木曾岬町農業委員会 委員

木曾岬町農業委員会 委員